明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月二十二日

和歌山県伊都郡高野町大字高野山七八六番地

株式会社高野山出版社

代表取締役　飛鷹　全隆

限定承認公告

本籍栃木県鹿沼市貝島町六三〇番地一、最後の住所千葉県松戸市下矢切七六番地

被相続人　亡　須賀　輝文

右被相続人は平成二十九年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十二日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十二日

千葉県市川市国府台三―四―一九

相続財産管理人　須賀　澄江

限定承認公告

本籍東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番、最後の住所長野県諏訪市市湯の脇一丁目八番一八号ハイツグローリー一〇

被相続人　亡　中川　浩一

右被相続人は平成二十九年三月二十八日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十六日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二二番一一―三〇八号

限定承認者　中川壽美子

限定承認公告

本籍高知県安芸郡安田町大字唐浜一三三〇番地、最後の住所東京都港区六本木四丁目二番二〇―五〇三号　被相続人　亡　清岡　敏子

右被相続人は平成二十九年一月八日死亡し、その相続人は平成二十九年六月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

東京都千代田区五番町三―一　五番町グランドビル九〇一号　市ヶ谷総合法律事務所

相続財産管理人清岡由美

代理人弁護士　岡田　隆

組織変更公告

当組合は、平成二十九年六月一日開催の臨時総会の決議により株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録および貸借対照表は、当組合事務所に備えおいてあります。

平成二十九年六月二十二日

北海道河東郡鹿追町笹川北十線七番地六

農事組合法人笹川三愛農場

理事　最上　繁人

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年六月十四日開催の第二十八回通常総代会において、平成三十年三月二十一日をもって、出資一口の金額を一千円から五百円に減少する事を決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項並びに同条第四項の規定により公告します。

平成二十九年六月二十二日

栃木県宇都宮市川田町八五八番地

とちぎコープ生活協同組合

代表理事　古口　葉子

訂正公告

平成二十九年六月十二日（号外第一二三号）掲載の第十期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　杉浦　充」とあるは「代表取締役社長　杉浦　充」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月二十二日

名古屋市南区城下町一丁目二〇番地

ＴＢユニファッション株式会社

代表取締役社長　杉浦　充

訂正公告

平成二十九年六月十二日（号外第一二三号）掲載の第九十九期決算公告（枠組）中、「自己株式　△79」とあるは「自己株式　△79」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月二十二日

愛知県小牧市新小木三丁目二〇番地

愛知陸運株式会社

代表取締役　星野　晴秋

訂正公告

平成二十九年六月十九日掲載の東京保健生活協同組合に係る合併公告中、「消費生活協同組合法第六十八条第四項及び同第六十六条の二第六項」とあるは「消費生活協同組合法第六十八条第五項及び同第六十八条の二第七項」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月二十二日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
三九二	上	一八～一七（終りから）	同令附則地方税法	同令附則、地方税法
四一八	下	九（終りから）	第二条第二項	第二条の二第二項
一二	下	二（終りから）	同号ホに掲げる情報	同号ホに掲げる情報
〃	〃	一	〃	〃
一三	上	一	同号ニに掲げる事務	同号ニに掲げる情報
〃	〃	二	同号ロに掲げる事務	同号ロに掲げる情報
一三	上	一	六第一条	行政手続に
七	二	二	七	九
一三	四	二	二）平成２９年（ハ平成２８年（ハ）第１号	二）平成２９年（ハ平成２８年（ハ）第１号

（平成二十九年三月三十一日（号外特第七号）公布総務省令第二十六号（地方税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

（原稿誤り）

（原稿誤り）

内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）

（原稿誤り）

同日（同号外）内閣府・総務省告示第二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度を定める告示）

（原稿誤り）

平成二十九年六月十三日国会事項欄衆議院の部

（原稿誤り）

平成二十九年六月十二日掲載の園部簡易裁判所に係る平成二十八年（ヘ）第一号除権決定中

（原稿誤り）

◉号外　六月二十一日付特第一一一号
同日付政府調達第一一七号
二ページ●同月二十二日付第一三三号三二〇ページ●
二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）